

KOBE海外Bizアシスタンス制度利用規約

平成 29 年 7 月 3 日 経済観光局長決定

(目的)

第 1 条 「KOBE海外Bizアシスタンス」(以下「本事業」という)は、神戸市内に本社あるいは主たる事業所を置く企業が、本事業を利用して海外販路開拓のビジネスマッチング等を行うことを目的とする。

(支援内容及び手続き)

第 2 条 市内企業(以下「被支援企業」という)は、予め神戸市と「KOBE海外Bizアシスタンス制度に関する協定」(以下「連携協定」という)を締結している支援企業によって連携協定に定められた支援内容(以下「支援内容」という)を利用し、海外販路開拓のビジネスマッチング等のリスト又は報告書を受領することができる。

2 市内企業は、神戸市が別途定めた利用申込書を発行し、毎年度上限 3 回に限り神戸市が支援企業へ支払う費用を負担することにより、支援企業の支援内容を利用することができる。ただし、被支援企業は、支援企業により履行された支援内容が、被支援企業が要求する条件の全てを満たさない可能性があることを了承するものとする。

3 被支援企業は神戸市に対し、2 万円(税込み)の利用料を支払うものとする。

4 前項の利用料は、支援内容の結果に関わらず支払うものとする。ただし、第 9 条により支援内容が中止又は廃止された場合や、支援企業の業務着手前に支援内容の依頼が取り消された場合はこの限りではない。

5 神戸市は、被支援企業より受理した利用申込書を確認し、連携協定を締結している支援内容を実施する企業のうち 1 社(以下「支援企業」という)に対し支援内容の実施を依頼する。

6 被支援企業は利用料を負担し、神戸市が発行した納付書に基づいて支払いを行う。

(通知)

第 3 条 神戸市は、被支援企業に対し随時、必要な事項の通知を行う。

2 前項の通知は、神戸市が別途定める場合を除き、当該通知の内容を電子メール、ファックスで送信した時点より効力を発するものとする。なお、郵送の場合は消印を送信時点とみなす。

3 被支援企業は、神戸市からの通知内容を逐次確認する義務を負うものとし、当該確認を怠ったことにより発生した被支援企業の損害に関して、神戸市は一切の責任を負わないものとする。

(その他の禁止事項)

第 4 条 被支援企業は本条に定める下記の行為を行うことはできない。下記行為を行った

場合、被支援企業は関連する法律、規則、政令、条例等の法規に定めるところに従い、損害賠償責任を負うことがあるほか、本利用規約第9条及び第10条に定める措置を受けることがある。

- (1) 被支援企業が第三者を代理人として支援内容を利用する行為
- (2) 被支援企業が違法行為又は反社会的行為に結びつく、又は結びつくおそれのある行為、及びそれらの支援を神戸市又は支援企業に求める行為
- (3) 神戸市又は支援企業や第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (4) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (5) 第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- (6) 第三者になりすまして支援内容を利用する行為
- (7) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- (8) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せず、その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
- (9) 上記各号の他、法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為、本事業の運営を妨害する行為、神戸市の信用を毀損し、もしくは神戸市の財産を侵害する行為又は第三者もしくは神戸市に不利益を与える行為
- (10) 上記各項の行為に準ずる行為
- (11) その他、神戸市が不相当と判断する行為

(自己責任の原則)

第5条 支援企業の支援内容に基づく、被支援企業の個別の商談等に関するいかなる経営判断及びその結果は被支援企業による自己責任であり、いかなる損害が発生しても、神戸市はその責任を一切負わないものとする。

(報告)

第6条 被支援企業は、支援内容の利用において、神戸市が別途定める報告書に支援企業から受けた支援の具体的内容を明確に記載し、支援完了後3営業日以内に神戸市へ報告するものとする。

- 2 被支援企業は、支援企業の行為に対する要望、疑問がある場合は、神戸市にその旨を報告し、神戸市が支援企業に被支援企業の要望を伝え、支援企業に改善を行うよう指導する。
- 3 支援実施年度の最終日から1年間は、被支援企業は、支援内容の実施に関して、神戸市からの請求があったときには、その状況について報告しなければならない。

(支援内容の一時的な中断)

第7条 神戸市は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、被支援企業に事前に通知することなく、一時的に支援企業による支援内容を中断することがある。

- (1) 支援企業が火災、天災、戦争、暴動、騒乱、労働争議等の不可抗力により支援内容の実施ができなくなった場合
- (2) 神戸市が火災、天災、戦争、暴動、騒乱、労働争議等の不可抗力により本事業の一時的な中断が必要と判断した場合
- (3) その他、運用上又は組織改変などで、神戸市が本支援内容の一時的な中断が必要と判断した場合

2 神戸市は、前項各号のいずれか、又はその他の事由により支援内容の実施の遅延又は中断等が発生したとしても、これに起因する被支援企業が被った損害について一切責任を負わないものとする。

(免責事項及び損害賠償)

第8条 被支援企業は自己の事業に関する最終的な経営判断を自ら責任を持って行うものとし神戸市は一切責任を負わない。

- 2 神戸市は、支援内容の利用により発生した被支援企業の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む）、及び支援内容を利用できなかったことにより発生した被支援企業の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務等を一切負わない。

(支援内容の中止及び廃止)

第9条 神戸市は被支援企業に事前通知をした上で、本事業の全部又は一部の実施を中止又は廃止することができる。

- 2 本事業の中止又は廃止により被支援企業に損害が発生したとしても、神戸市は一切の責任を負わないものとする。

(本規約違反等への対処)

第10条 神戸市は、被支援企業が本利用規約に違反した場合、又は被支援企業による支援内容の利用に関し第三者から神戸市に異議等が為され、かつ神戸市が必要と認めた場合、又はその他の理由で本事業の運営上不相当と神戸市が判断した場合は、被支援企業に対し、次のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を講ずることがある。

- (1) 本規約に違反する行為を止めること、及び同様の行為を繰り返さないことの要求
- (2) 第三者との間で、異議等の解消のための協議を行うことの要求
- (3) 事前に通知することなく、支援内容の中止又は中断

2 神戸市は、神戸市が本条第1項各号に定める措置に起因する結果に関し、神戸市に故意又は重大な過失がない限り免責されかつ損害賠償等は一切負わない。

(専属合意管轄裁判所)

第11条 本規約に関して、神戸市と被支援企業及び被支援企業の海外会社、支援企業又はその外注先間で訴訟の必要が生じた場合、神戸地方裁判所または神戸簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(個人情報の保護及び守秘義務の厳守)

第12条 神戸市による、本事業における個人情報及び機密情報の取り扱いについては、神戸市個人情報保護条例に基づくものとする。ただし、本事業で扱う被支援企業の個人情報は、神戸市からの連絡と本事業の円滑な遂行及び改善のための分析に利用するものとする。なお、機密情報とは神戸市情報公開条例第10条第2号に定められた法人等情報及び被支援企業が機密と指定した情報とする。

2 神戸市及び被支援企業は、支援内容に基づく個別の情報、通信内容、企業情報、経営情報などの詳細についてはそれらの機密情報を守り、他の当事者の同意が無い限り、第三者に開示しないものとする。

3 被支援企業は、本事業を利用する中で知り得た神戸市及び支援企業の機密情報を守り、他の当事者の同意が無い限り、第三者に開示しないものとする。

(規約の解釈)

第13条 被支援企業は、本規約に規定のない事項については、神戸市海外ビジネスセンターの指示を仰ぐものとする。

附則

本規約は、平成29年7月3日から施行する。

本規約は、平成31年4月1日から施行する。

本規約は、令和元年10月1日から施行する。

本規約は、令和6年4月1日から施行する。